葛城市農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集要領

農地利用の最適化の推進に取り組む体制を強化するため、委員候補者を推薦と公募により募集します。任命後は、あらかじめ農業委員会が定めた区域で主に現場活動を実施していただきます。

〇 募集委員及び募集人数

・農業委員 14名(市長が議会の同意を得て任命します。)

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会 の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる人

・農地利用最適化推進委員 9名 (農業委員会が総会の決議をもって委嘱します。)

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当する区域内において農地等の利用 の最適化の推進のための活動ができる人

地区	区域名	人数
第1地区	新庄・葛木・南藤井・大屋・疋田・北道穂・南道穂	1人
第2地区	寺口・中戸・辨之庄	1人
第3地区	西室・東室・柿本・笛堂・北花内	1人
第4地区	忍海・南新町・薑・新村・新町・南花内・西辻	1人
第5地区	林堂・山田・平岡・山口・梅室・笛吹・脇田	1人
第6地区	太田・兵家・竹内・長尾	1人
第7地区	南今市・木戸・尺土・八川・大畑	1人
第8地区	當麻・勝根	1人
第9地区	今在家・染野・新在家・加守	1人

※農業委員と農地利用最適化推進委員の兼務はできません。

(両方に推薦または応募は可能ですが、農業委員を優先に選考しますので、農業委員候補者となられた場合は、推進委員候補者から外れます。)

〇 主な職務内容

農業委員 農地の権利移動や転用に係る許認可業務

推進委員と連携し、遊休農地の発生防止と解消、担い手への農地利用の集積・集約化の 推進、新規参入の促進等の活動

農地利用最適化推進委員 担当する区域の農地利用の最適化推進活動

農業委員と連携し、遊休農地の発生防止と解消、担い手への農地利用の集積・集約化の 推進、新規参入の促進等の活動

〇 応募資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の葛城市農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当するもの

- ① 本市が設置する他の附属機関等の委員でない者
- ② 本市の職員でない者
- ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でない者
- ④ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でない者

〇 任 期

- ・農業委員 令和5年7月20日から令和8年7月19日まで
- 農地利用最適化推進委員 農業委員会からの委嘱の日から令和8年7月19日まで

〇報 酬

報酬及び費用弁償は「葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」 に基づき支給します。

〇 募集期間

令和5年2月7日(火)から令和5年3月6日(月)まで ※市ホームページで応募状況を公表します。

> 中間公表 令和5年2月22日(水) 最終公表 令和5年3月8日(水)

〇 推薦・募集の書類

葛城市農業委員会事務局(葛城市役所新庄庁舎2階農林課内)の窓口で推薦または応募の様式 を受け取るか、市のホームページよりダウンロードして下さい。

農業委員の推薦

個人推薦(市内の農業者等3人以上の推薦) 農業委員会委員推薦書(様式第1号)

団体推薦(農業者が組織する団体等の代表者の推薦) 農業委員会委員推薦書(様式第2号)

農業委員の応募

農業委員会委員応募申込書(様式第3号)

農地利用最適化推進委員の推薦

個人推薦(市内の農業者等3人以上の推薦) 農業委員会農地利用最適化推進委員推薦書(様式第1号)

団体推薦(農業者が組織する団体等の代表者の推薦) 農業委員会農地利用最適化推進委員推薦書(様式第2号)

農地利用最適化推進委員の応募

農業委員会農地利用最適化推進委員応募申込書(様式第3号)

〇 書類の提出方法

上記書類に必要事項をご記入、押印の上、令和5年3月6日(月)までに葛城市農業委員会事務局へ持参により提出をお願いします。(郵送による書類提出の受付はいたしません。) 受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

〇 候補者の選考

ご提出いただいた書類を基に候補者の評価を行います。 評価・選考の結果は、それぞれの方に通知します。

〇 お問い合わせ先

葛城市農業委員会事務局

電話:0745-44-5110